

平成23年(ワ)第32660号 独占禁止法第24条に基づく差止請求事件
(NTT東西によるFTTHサービス参入妨害差止事件)

原 告 ソフトバンクテレコム株、ソフトバンクBB株

被 告 東日本電信電話株、西日本電信電話株

第12準備書面

平成25年12月25日

東京地方裁判所 民事第8部合議係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 金子 晃

弁護士 梅津 有紀

弁護士 福田 恵太

弁護士 島津 守

弁護士 粟田 祐太郎



1 「接続に応ずるための電気通信回線設備の設置又は改修が経済的に著しく困難」¹であることの判断基準

これまで、被告らは、原告らの接続要求に応じるためには、莫大な金額を要すると述べるにとどまり、いかなる場合に「莫大な金額」と呼べるか否かにつ

¹ 電気通信事業法施行規則第23条第2号、電気通信事業法32条3号、甲6の1

いて、その基準を全く明らかにしておりません。

以上の事実を前提として以下主張します。

2 接続箇所A・B

《原告ら第11準備書面3頁の表》

ア ソースアドレスルーティング機能付収容ルータへの置き換え費用

(被告準備書面(9) 18頁、19頁、乙35)

約1300万円×4800台 (平成23年度末) = 約624億円

約1300万円×5900台 (平成24年度末) = 約767億円

イ 接続事業者との間のゲートウェイルータ

(被告準備書面18頁、19頁から21頁、乙33から35)

約1000万円×約2200箇所 (ビル数) = 約220億円

ウ オペレーションシステム

(被告準備書面(9) 21頁、書証の提出なし)

数百億円

(1) 接続事業者との間の「ゲートウェイルータ」が有すべき機能

接続箇所A・Bにおいて接続をする場合、(被告側に設置する)「ゲートウェイルータ」が有すべき最低限の機能等(但し、「ルータ」が当然有している機能は除く)は、次のとおりであります。

- ① 十分な10Gb/s²ポート数(具体的には16ポート)
- ② スイッチング容量(データ転送速度)(320Gb/s)

- ① 被告らのゲートウェイルータは、被告らの収容局(収容ルータ設置ビル)毎に設置され、同局内の収容ルータと、接続事業者(例えば原告ら)のネ

² ギガ(10億)ビット毎秒

ットワーク設備とを中継し接続するものであるところ、当該ゲートウェイルータは、16のポート数を備えていれば十分と考えます。

すなわち、現在、被告らの収容局にはそれぞれ多くとも4台³の収容ルータが設置されていると考えられるところ、冗長性（障害発生時の対応）を考慮し、その倍の数の8ポートあれば、被告ら収容局内の収容ルータと当該ゲートウェイルータの接続が可能であります。

また、接続事業者の数として、原告らを含む大手通信事業者グループ3社及び中小規模事業者や地方通信事業者等として1社を考えれば十分であるところ、これら4社のネットワーク設備と被告らの収容ルータとの接続を考える場合、当該ゲートウェイルータには、さらに、4社×2（冗長性を考慮）=8ポートが備わっていれば（以上合計で16ポートがあれば）十分と考えられることによるものであります。

② また、スイッチング容量については、上記①の16のポートそれぞれについて、双方向（送受信）各10Gbpsのトラフィック⁴が計20Gbps流れることを想定し、これに前記16のポート数に乗じて求めた数値であります。

③ 日本のハイエンド（高性能）ルータ市場におけるシェア上位3社（金額ベースで合計約9割、平成20年時点）の下記製品（ルータ）について、上記の①十分な10Gbpsポート数（具体的には16ポート）及び②スイッチング容量（データ転送速度）（320Gbps）が備えられていることから明らかなどおり、これらの機能は決して特殊なものではなく、被告らが必要であると主張する「SNI事業者向け収容ルータ」ほどの高機能

³ 被告ら提出の次の数値（乙35、平成24年末時点）によれば、1収容局（1ビル）あたり平均2～3台の収容ルータが設置されているものと考えられるところ、地域偏差をも考慮して割り出した値

被告 NTT 東 - ルータ数3493、ビル数1219

被告 NTT 西 - ルータ数2450、ビル数1046（乙35、平成24年末時点）

⁴ データ情報量

なルータでなくとも当然に備わっているものと考えられるものであります（なお、S N I 事業者向け収容ルータが過剰設備であることについては原告ら第11準備書面6頁のとおり）。

《ゲートウェイに適したルータの例示》

A シスコシステムズ—Cisco Catalyst 4500-Xシリーズ

固定型 10ギガビットイーサネット アグリゲーション スイッチ⁵

(16×10ギガビットイーサネットポートスイッチ) (甲22)

[性能] 10Gbps ポート16個／最大800Gbps のスイッチング容量

B ジュニパー・ネットワークス—EX4550イーサネットスイッチ (甲23)

[性能] 10Gbps ポート32個／最大960Gbps のスイッチング容量

C アラクサラ・ネットワークス—AX3830S (甲24)

[性能] 10Gbps ポート44個／最大888Gbps のスイッチング容量

(2) 現NGN上の収容ルータが「ソースアドレスルーティング機能」（ポリシーベースルーティング機能）を有していると考えられる根拠

現NGN上の収容ルータが「ソースアドレスルーティング機能」（ポリシーベースルーティング機能と同義）を有していると考えられる旨の原告らの従前の主張は、被告らがNGNの収容ルータとして採用しているはずであるベンダー（シスコ及びアラクサラ）のルータにおいて、当該機能が「標準的に」装備されていることから明らかです（甲25、26のカタログ）。

万一、かかる機能が意図的に排除されている場合であっても、ソフトウェアの更新等により容易に現在NGN上の収容ルータがかかる機能を有することができるものであり、収容ルータの「置き換え」が必要になるものとは

5 商品名はスイッチであるが、機能はルータと同様であり、ゲートウェイルータとして使用されるものとして製造されているもの。

およそ考えられません。

以上のとおり、「ソースアドレスルーティング機能付収容ルータへの置き換え費用」として、約624億円または約767億円が必要であるとの被告らの主張は到底受け入れられないものであります。

3 接続箇所C・D

被告らは、接続箇所C・Dにおける接続が行われる場合に、次のとおりの「多大な費用負担」が必要となる（「経済的に著しく困難」である）との主張を行っています（被告準備書面（9）10頁以下）。

ア 優先制御機能付き振分け装置（開発導入費用）

（被告準備書面（9）11～17頁）

約2000万円⁶×1.5万台～1.7万台⁷

=約3000億円～約4000億円

イ オペレーションシステム

（被告準備書面（9）17頁から18頁、書証の提出なし）

数百億円

原告らが、原告ら第11準備書面において、接続箇所A・Bについて述べたのと同様、調達価格はあくまで取引当事者（被告らと納入業者）間で合意された主觀的なものに過ぎず、さらに、被告らは一取引事例の調達価格を示すに過ぎません。

被告らは、本件訴訟が提起された後、2年もの期間が経過してもなお、アの「優先制御機能付き振分け装置（開発導入費用）」につき、客觀性を有する資料（信頼できる第三者作成の見積書等）を提出せず、イの「オペレーシ

⁶ 被告は上記装置がNGNの現行収容ルータに類似するものとして後者の調達価格（1423万3592円／1345万8900円）にポート等増設費用（712万5800円／705万6600円）を加えることで上記費用を求めている。

⁷ 現在設置されているOSU130万台÷96ポート÷（収容率80～90%）

ヨンシステム」に至っては、証拠の提出自体がありません。

また、被告らが原告らの接続に応じるのであれば、原告らにおいて応分の負担をする用意が存することを原告らは既に主張しているところあります。

4 被告らの「接続義務」と「接続約款」との関係

被告ら設置のNGNは、第1種電気通信設備に指定されており、被告らは、電気通信事業者として、他の電気通信事業者から請求を受けた場合には接続に応じる義務を負い、当該接続に応じるために約款を定めなければならないと規定されています、(電気通信事業法第32条及び33条、原告第2準備書面6頁から8頁)。

ここで、本件訴訟において原告らが求める接続形態は、被告らが定める約款(NTT東西接続約款)のメニュー上には存在しないものであります。

しかしながら、約款は、設備事業者たる被告らにおいて、接続を求める者に對して公平にこれに応じさせるためにその作成が被告らに義務付けられているものであり、さらに、この約款については、必要に応じて(平成24年度は既に10回も)改定がなされているものであります。

そのため、約款上に原告らが求める接続メニューがないことをもって被告らが接続を拒絶できるものではなく、むしろ、被告らにおいて、原告らが求める接続形態を実現すべく約款を整備すべきものと言えるものであります。

以上